

【丸亀市】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①児童生徒数	8,744	8,655	8,482	8,259	8,083
②予備機を含む 整備上限台数	10,055	9,953	9,754	9,497	9,295
③整備台数 (予備機を除く)	0	2,956	5,643	0	0
④③のうち 基金事業によるもの	0	2,956	5,643	0	0
⑤累積更新率	0%	34.2%	101.4%	104.1%	106.4%
⑥予備機整備台数	0	100	300	0	0
⑦⑥のうち 基金事業によるもの	0	100	300	0	0
⑧予備機整備率	0%	3.4%	5.3%	0	0

(端末整備・更新計画の考え方)

○現状は令和2年度に整備した9,139台(小学校へChromebook6,264台、中学校へWindows端末2,875台)と令和3年度に中学校不足分50台(Windows端末)を合わせて9,189台を購入している。令和7年度は中学校の端末をWindowsからChromebookに変更して更新するため、生徒数2,956台と各学校約20台(小規模校は19台、島しょ部は1台)の予備機100台を加えて購入する。令和8年度は小学校の端末を更新するため、児童数5,643と各学校約20台(小規模校は19台、島しょ部は1台)の予備機300台を加えて購入する予定。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象端末台数 令和7年度2,875台、令和8年度6,314台

○処分等の方法

- ・使用可能端末を再利用(学級指導用700台、教科指導用350台、学校外施設への貸出用105台、その他使用可能端末は予備台数として保管)
- ・再利用できない端末については、処分業者に委託し処分する。

○端末のデータの消去方法

- ・処分業者に委託する

○スケジュール(予定)

- ・令和8年2月 処分事業者の選定
- ・令和8年3月 新規購入端末の使用開始
- ・令和8年4月 再利用端末の各学校への引き渡し